

浪江農業振興地域整備計画更新業務委託

特記仕様書

令和7年4月

浪江町農林水産課

浪江農業振興地域整備計画更新業務委託 特記仕様書

第1章 総 則

（業務の目的）

第 1 条 浪江農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号）に基づき、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定（昭和 46 年 6 月 3 日認可）、その後計画変更（平成 9 年 6 月 17 日変更）を経て現計画に至っている。本業務では、農地法の一部改正や自然的、経済的、社会的諸条件の変化を考慮して、長期的観点や農業振興を図るための総合的基本計画を定めるもので、農業再生基盤整備や農業近代施設の整備等のほか、保全すべき農地について「農用地区域」を定め、農用地等の確保を図るとともに必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るために、現計画の再編見直し作業を行うことを目的とするものとする。

（適用範囲）

第 2 条 本仕様書は、浪江町（以下「甲」という）が、令和 7 年度より実施する浪江農業振興地域整備計画更新業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

（準拠法令および上位計画等）

第 3 条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか次の各号に掲げる関係法令や上位計画等に準拠して行うこと。

- （1）農業振興地域の整備に関する法律
- （2）農地法
- （3）土地改良法
- （4）都市計画法
- （5）森林法
- （6）福島県農業振興計画基本方針
- （7）浪江町個人情報保護条例
- （8）農業振興地域制度事務必携
- （9）浪江町復興計画【第三次】（令和 3 年 3 月）
- （10）農業振興地域制度に関するガイドライン、参考様式集（令和 2 年農林水産省）
- （11）農業農村基盤図製品仕様書 Ver0.6（平成 20 年農林水産省）
- （12）その他の関係法令・規則・通達等

（技術者の選任）

第 4 条 受託者（以下「乙」という）は、本業務を遂行するための十分な能力と経験を持つ技術者を管理技術者として選任することとする。

（１）管理技術者は、業務全般を通じて、技術的監理を行うものとする。

（２）管理技術者は、作業の進捗を図るため、十分な作業実施体制を整えるものとする。

（提出書類）

第 5 条 「乙」は、契約締結後速やかに「甲」と十分な打合せを行い、各工程についての作業計画を立案し、以下の各号に掲げる書類を提出し、「甲」の承認を得なければならない。

（１）着手届

（２）技術者届及び経歴書

（３）業務実施計画書

（４）業務工程表

（資料の貸与及び返還）

第 6 条 「甲」は、本業務実施に必要な図面・資料等を乙に貸与するものとする。

２ 「乙」は、貸与を受けた資料の取り扱い及び保管について徹底し、本業務完了後は速やかに「甲」へ当該貸与資料等を返還するものとする。

（報告の義務）

第 7 条 「乙」は常に「甲」と密接な連絡を取り、業務の進捗状況を報告するものとし、必要に応じて進捗工程表を提出するものとする。

（守秘義務）

第 8 条 本業務における成果は、全て「甲」に帰属するものであり、「甲」の承認を受けずに複製することや、関係機関または第三者に公表・貸与してはならない。

（瑕疵担保責任）

第 9 条 本業務完了後、「乙」の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、「甲」の指示により速やかに補足・修正を行うものとする。

（個人情報の保護及びセキュリティポリシー）

第 10 条 「乙」は、個人情報保護の重要性を認識し、この仕様により業務実施をするための個人情報の取扱いにあたっては、「浪江町個人情報保護条例」に基づき、個人の利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第2章 業務概要と履行期間

（業務概要）

第11条 本業務は、次章に掲げる業務内容に沿って実施するものとする。

- | | |
|---|-----|
| （１）基礎調査 | 1 式 |
| 〔2010 世界農林業センサス - 農林業経営体調査「経営耕地面積規模」より〕 | |
| （２）農業振興地域整備計画書作成（基礎資料編） | 1 式 |
| （３）農業振興地域整備計画書作成（本編） | 1 式 |

（履行期間）

第12条 本業務の工期は、契約日の翌日から令和9年3月31日までとする。

第3章 基礎調査

（要旨）

第13条 本業務は、農業振興地域整備計画の基礎資料を実施するものであり、以下の項目についてとりまとめるものとする。

- （１）基礎資料
- （２）アンケート調査原案作成・解析

（基礎調査）

第14条 「甲」から貸与される政府又は地方公共団体の行う調査結果による資料のほか、農業委員会（農家台帳）、土地改良区、普及所、森林組合、商工団体又は試験研究機関等の有する昨年度時点までの各種資料を収集し、各種基礎資料を整備すること。

2 各種基礎資料の整備における本調査は、法第12条の2第1項に規定する事項及び規則第5条の3各号に掲げる以下の（１）から（９）までの事項について行うものであり、これらの事項全てについて調査を行う必要はあるものの、これらの事項のうち調査項目については、地域の基盤整備等の実態や町における既存調査の実施状況等を踏まえ、町の農業振興地域整備計画の見直しのために必要なものについて調査を行うこと。

- （１）農用地面積調査
- （２）土地利用調査
- （３）農業就業人口・規模調査

- (4) 農業生産調査
 - (5) 農業生産基盤の整備調査
 - (6) 農用地の保全・利用調査
 - (7) 農業近代化施設整備の調査
 - (8) 農業就業者育成・確保の調査
 - (9) 農業従事者の農業以外就業状況調査
 - (10) 農村生活環境調査
- 3 農用地面積調査については、「甲」から貸与される既存の農用地区域一覧データ、土地課税マスタデータ及び地番図（Shape ファイル形式）と突合処理を行い、農用地を特定し、不突合となった地番については、不突合リストを作成・提出し、発注者の修正指示に従うものとする。
- 4 「甲」が貸与する現計画から変更計画に至る期間内の一部もしくは全部農地の除外許可一覧データ（エクセル形式）と前項で特定された農用地区域データと照合を行い、該当する除外された農用地を区域除外としてデータの修正を行うこと。修正の過程で生ずる不明点については、適宜、「甲」に確認し、指示に従うものとする。
- 5 道路整備事業など公共転用などで除外の必要のある農地については、土地課税マスタデータと最新の航空写真を照合しながら、除外する農用地の1筆を特定するものとする。特定の過程で生ずる不明点については現況不明リストを作成し、適宜「甲」に確認し、その指示に従うこと。
- 6 調査結果については、地理情報システム（以下、GIS という）を利用して Shape ファイル形式で調査結果を入力／整理するものとし、面積集計演算処理を行いとりまとめるものとする。
- 7 各種状況図の作成については、農業農村基盤図製品仕様書 Ver0.6 における地図作成手順や品質管理基準に従い作成するものとする。

（アンケート調査・分析）

- 第15条 農業振興方策に関わる関係団体及び、農家に対して、本業務の方向性を確定するための以下のアンケート調査を実施するものとする。
- (1) 関係団体 3 団体に対し、基礎調査に該当する項目について、今後の計画策定を踏まえ、その考え方をアンケートにより調査すること。
 - (2) 農家に対する農地利用、今後の農業経営、農業生産、農業近代化及び農業（土地利用構想）についての方向性等について、農家意向調査を行うこと。調査対象農家は1037戸とする。
- 2 「乙」は、同調査の配布原案を作成し「甲」の承認を得るものとする。
- 3 「乙」は、収集されたアンケート結果について、集計・分析等を行うものとする。
なお、アンケート及び意向調査の配布・収集については「甲」が行うものとする。

第4章 農業振興地域整備計画書作成（基礎資料編）

（地域の概況）

第16条 農業振興地域の概況について、以下の（１）～（４）の項目についてとりまとめを行うものとする。

（１）人口及び産業経済の動向及び見通し

農林業センサス、町統計、町構想、県将来推計人口、県民経済計算等を活用して、地域の人口、世帯数、産業別の就業人口、生産額等の推移を記述し、地域経済の特色及び農業の占める位置を取りまとめて、作表すること。

１）総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し

２）産業別生産額の動向及び見通し

（２）地域の開発構想

地域の都市化及び工業化の動向、道路等の建設、産業振興、地域開発等に関する国、地方公共団体、事業者等の計画又は構想の概要を簡潔に記述すること。

（３）農業関係法令に基づく各種農業振興計画の概要

地域に関する野菜指定産地、酪農・肉用牛近代化計画、果樹広域濃密生産団地その他法令に基づく各種農業振興計画及び地域指定について記入すること。

（４）農業関係以外の法令に基づく地域等の指定状況

土地利用又は地域の農業以外の産業振興に関する地域等の指定のうち、法令に基づくものについて整理記入すること。

（農業生産の現況及び見通し）

第17条 農業生産の現状と今後の方向について、以下の（１）から（４）の項目に従い整理するものとする。

（１）重点作目の概要

水田の汎用化と水田農業の生産性の向上に留意しつつ、当該地域の農業生産の再編成を図る上での重点作目を明らかにし、その生産の動向と見通しについて記述すること。また、食品産業と関連した加工原材料の農産物を生産する地域においては、別途、当該作目に係る農業生産の動向と見通しについて記述すること。

（２）農業生産の動向と見通し

重点作目を含め主要作目について、作物統計、農業センサス等により作表すること。また、推計値は水田フル活用ビジョンとの整合を図りながら、作表すること。

（土地利用の現況及び見通し）

第18条 土地利用の現況及び見通しについて、以下の（１）と（２）の項目について整理すること。

(1) 農業振興地域の土地利用の動向及び見通し

過去年および現況の「農用地」、「混牧林地」及び「農業用施設用地」について、「農業振興地域の管理状況調査」及び「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査」の結果により記入すること。加えて、「混牧林地以外の山林原野」、「住宅地」、「工業用地」及び「その他」欄は、国土利用計画（市町村計画）が策定されている場合はそれぞれによる町行政区域の土地利用の動向を、策定されていない場合はそれぞれに準じて作成した町行政区域の土地利用の動向を基礎として、当該地域の土地利用の動向を作成し記入すること。

また、見通しは、町の総合計画等によるほか、達成状況調査結果等による農用地区域からの除外・編入、荒廃農地の発生・再生等のこれまでのすう勢を踏まえた推計値等により結果を記入すること。

(2) 森林の混牧林地としての利用可能性

用途区分における混牧林地の面積と、混牧林地として利用されていない森林に対し、地域の特性、土地利用上の制約等を考慮し、混牧林地として利用可能な森林の位置、面積、利用方法等を大まかに記述すること。

(農業生産基盤の現況及び見通し)

第 19 条 農業生産基盤の状況調査について以下の(1)から(2)の項目に従い、「甲」が貸与する資料に基づき整理すること。なお、ここでのいう農業生産基盤とは、主に用水改良、排水改良、区画整理、農道（牧道、索道）整備、暗きょ排水、客土、農用地造成等を対象に実施した農業農村整備事業（土地改良事業）をいう。

(1) 農地の整備率

「農業農村整備基本調査実施要領の制定について」（平成12年3月24日付け12構改C農振第201号農林水産省構造改善局長通知）に基づく農業基盤情報基礎調査の結果を参考にし、その後の整備状況に造成及びかい廃の状況を踏まえ記入すること。

(2) 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況

現計画から変更計画に至る期間において、基盤整備に係るすべての国営事業・県営事業と、これ以外の団体営事業等により施行されたほ場整備事業あるいは農用地造成事業等の主要な面的な事業を対象に、「甲」が貸与する資料に基づき次の内容を整理すること。「乙」は貸与資料より指定様式へ整理を行い、事業種目、受益面積（ha）、事業費（千円）、主要工事の名称及び事業量、事業主体、事業の着工完了（予定）年度、状況図と整合を図る対図番号を表として整理し、現計画の同表に加筆すること。

2 農業生産基盤の整備開発で調査した事業は、その位置を示す農業生産基盤整備状況図を作成すること。

3 農業生産基盤整備状況図は、現計画で示す事業と併せて網羅的に作成すること。また、同図の作成にあたっては、事業の位置や範囲を示す図形データ（Shape ファイル

形式)をGISにより作成すること。さらに、GISを活用して地形図、行政界、農業振興地域界と併せて重層的に図示し、経年的に「甲」が電算管理できるよう調製すること。

〔作成図面〕農業生産基盤整備状況図

(農用地等の保全及び利用の現況及び見通し)

第20条 農用地等の保全及び利用の現状について、以下の(1)から(7)の項目に従い整理するものとする。

(1) 経営体数の動向及び見通し

農業センサスおよび町統計に基づき、農業経営体数(家族経営体、組織経営体を内訳とする)および経営耕地規模別内訳(0.5ha未満、0.5～1.0ha、1.0～3.0ha、3.0～5.0ha、5.0～10ha、10～20ha、20ha以上)を過去2年及び昨年度の状況を整理し作表すること。また、「甲」が貸与する人・農地プラン、農用地利用集積計画等これまでのすう勢を踏まえた推計値に基づき、上記項目の見通しを作表すること。

(2) 耕地の拡張及びかい廃

「甲」が貸与する資料より耕地の拡張面積、かい廃面積(自然災害、人為かい廃、非農林業用途への転用、農林道等植林、荒廃農地等について過去年の実態と見通しを作表すること。

(3) 農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況

農用地等の保全整備に係る各種事業とは、農用地等の土壌浸食や崩壊等を防止するための排水施設・防災ダム等の防災施設整備などの自然災害等による悪影響を除去するために行う事業やほ場整備事業等による荒廃農地等の整備・復旧をいう。

2 同事業に対し現計画から変更計画に至る期間において、把握可能なすべての国営事業・県営事業と、これ以外の団体営事業等でも規模の大きい事業を対象に、「甲」が貸与する資料に基づき次の内容を整理すること。「乙」は貸与資料より指定様式へ整理を行い、事業種目、受益面積(ha)、事業費(千円)、主要工事の名称及び事業量、事業主体、事業の着工完了(予定)年度、状況図と整合を図る対図番号を表として整理し、現計画の同表に加筆すること。

3 本条で調査した事業は、その位置を示す農用地等保全整備状況図を作成すること。作成方法は、第19条(2)3に示す農業生産基盤整備状況図と同様にすること。

〔作成図面〕農用地等保全整備状況図

(4) 農用地利用集積の現況と見通し

「甲」が貸与する町統計等の資料に基づき、担い手の農地面積(自作地、借入地、特定作業受託地)、耕地面積、担い手の農地利用集積率、認定農業者数について、現況と見通しを整理し作表すること。

(5) 権利移動の動向―農用地等の流動化諸方策別

「甲」が貸与する農業委員会の現況と見通しを示した資料に基づき、農地中間管理事業、農地移動適正化あっせん事業の件数（売買、貸借）、面積（売買、貸借）および利用権設定等促進事業の所有権移転・利用権設定の件数、面積を整理し、事業別に作表すること。

（６）農作業の受委託及び共同化、地力の維持増進、耕地利用率、裏作導入等の動向

「甲」が貸与する過去２年分と現況を示す資料に基づき、農作業の受委託（戸数、面積）、農作業の共同化（組織数、面積）、耕地利用率、裏作導入面積について、それぞれ作表すること。

（７）農用地に関する規模拡大等希望戸数及び面積

農家アンケート調査結果等に基づいて、規模拡大／規模縮小の希望戸数、面積を整理し、作表すること。

（農業近代化施設整備の現況及び見通し）

第 21 条 共同栽培管理施設（農業機械、育苗施設、温室管理施設、れき耕施設等）、共同集出荷貯蔵施設（集荷所、貯蔵所、集乳所等）、共同処理加工施設（穀類乾燥調整施設、乾燥施設、加工施設、畜産物処理所等）、共同飼料供給施設（農業機械、飼料調整貯蔵運搬施設等）、共同飼養管理施設（畜舎、家畜用水施設、放牧施設、家畜管理所等）等の農業近代化施設の整備状況について、生産関係施設と流通加工関係施設に分け整理するものとする。

２ 同施設に対し現計画から変更計画に至る期間において、共同利用施設であれば国又は県の補助事業によるものを対象に、「甲」が貸与する資料に基づき次の内容を整理すること。「乙」は貸与資料より指定様式へ整理を行い、事業種目、受益面積（ha）、受益戸数、事業費（千円）、施設概要（名称、数量・規模）、事業主体、事業の着工完了（予定）年度、状況図と整合を図る対図番号を表として整理し、現計画の同表に加筆すること。

３ 本条で調査した事業は、その位置を示す農業近代化施設整備状況図を作成すること。作成方法は、第 19 条（２）３に示す農業生産基盤整備状況図と同様にすること。

〔作成図面〕農業近代化施設整備状況図

（農業就業者育成・確保の現況及び見通し）

第 22 条 農業就業者育成・確保の現況及び見通しについて、以下の（１）から（２）の項目に従い整理するものとする。

（１）新規就農者の動向及び見通し

「甲」が貸与する町統計等の資料に基づき、新規就農者（新規学卒就農者、離職就農者）、新規青年就農者について過去年の実態と見通しを作表すること。

（２）農業就業者育成・確保施設の状況

農作業体験施設、就農支援施設、農業情報に係る情報通信施設及びこれに類する施

設、農業を担うべき者及びその家族が利用する福祉施設並びに医療施設等の施設、住宅などを対象に、「甲」が貸与する資料に基づき次の内容を整理すること。「乙」は貸与資料より指定様式へ整理を行い、施設名称、施設内容、施設規模、施設の対象者、事業主体、設置年、状況図と整合を図る対図番号を表として整理し、現計画の同表に加筆すること。

- 2 本条で調査した事業は、その位置を示す農業近代化施設整備状況図を作成すること。
作成方法は、第 19 条（2）3 に示す農業就業者育成・確保施設整備状況図と同様にすること。

〔作成図面〕農業就業者育成・確保施設整備状況図

（就業機会の現況及び見通し）

第 23 条 農業従事者の他産業への就業状況や農工法に基づく開発状況等を指定様式に基づいて整理するものとする。

- （1）農業従事者の就業の動向及び見通し－専兼業等別
- （2）農業従事者の就業の現況－他産業別
- （3）農村産業法等に基づく開発計画の概要
- （4）農業従事者に対する就業相談活動の現況
- （5）企業誘致及び企業誘致活動の現況

（農村生活環境の現況及び見通し）

第 24 条 集落部における生活環境整備事業の実施状況と現在の問題点を整理し、農村生活環境整備状況については、図面の作成を行うものとする。

- （1）農村生活環境整備事業等の実施状況

農業振興地域を受益の対象とした国又は県の補助事業による集会施設、農村公園、農村広場、農業集落排水事業について、「甲」が貸与する資料に基づき次の内容を整理すること。「乙」は貸与資料より指定様式へ整理を行い、事業種目、受益地区、受益戸数（人口）、事業費（千円）、主要工事又は主要施設名、事業の着工完了（予定）年度、状況図と整合を図る対図番号を表として整理し、現計画の同表に加筆すること。

- 2 本条で調査した事業は、その位置を示す農村生活環境整備状況図を作成すること。
作成方法は、第 19 条（2）3 に示す農業生産基盤整備状況図と同様にすること。

〔作成図面〕農村生活環境整備状況図

- （2）農村生活環境整備の問題点

農村生活環境の現状及び農村生活環境整備事業等の実施状況等を踏まえ、農村生活環境、農村生活環境整備等についての問題点について、下記の①～⑤に分けて記述すること。

- ① 安全性

防災、防火、交通安全、防犯等について取りまとめること。

② 保健性

ごみ処理、排水処理、ふん尿処理、害虫駆除、給水、保健・医療等について取りまとめること。

③ 利便性

交通通信等について取りまとめること。

④ 快適性

農村公園、老人、託児等に関連する公共施設の利用等について取りまとめること。

⑤ 文化性

スポーツ活動、教養娯楽、郷土行事、芸能保存等について取りまとめること。

（森林の整備その他林業の振興との関連に関する現況と見通し）

第 25 条 本地域における林業の位置づけ、森林面積、樹種、林齢構成等の現況、森林施業の動向、林道の整備状況、林産物の生産流通加工施設の整備状況、林業生産の動向、林家の状況、森林組合の現況、林業関連産業の動向等について記述するものとする。

（１）林業の概況

当該地域における林業の位置づけ、森林面積、樹種、林齢構成等の現況、森林施業の動向、林道の整備状況、林産物の生産流通加工施設の整備状況、林業生産の動向、林家の状況、森林組合の現況、林業関連産業の動向等について記述すること。

（２）農業振興と林業振興との関連に関する現状及び問題点

所得、就業、土地利用及び林産物の農業資材・施設としての利用等の面から、農業の振興と林業の振興の関連についての現状と問題点を記述すること。

（３）林業の振興に関する諸計画の概要

地域森林計画、町森林整備計画、林業生産流通総合対策事業計画等が策定状況を整理し、その概要を記述すること。

（地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況）

第 26 条 当該地域において締結されている協定、申合せ等の内容について整理するものとする。

２ 法に基づく協定はすべて整理し、法以外のものは、過去３ヶ年について整理するものとする。

（１）協定制度の実施状況

（２）交換分合

① 実施状況

② 今後の見通し

（農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等）

第 27 条 農業及び農村の振興及び整備を図るための町、農業団体、集落を含めた推進体制を図示するものとする。

（１）推進体制図

（２）町の財政状況（過去 5 年間）

（３）その他参考となる事項

（基礎資料の附図の作成）

第 28 条 基礎資料の作成に伴い、以下の附図を作成するものとする。

（１）農業生産基盤整備状況図

（２）農用地等保全整備状況図

（３）農業近代化施設整備状況図

（４）農業就業者育成・確保施設整備状況図

（５）農村生活環境整備状況図

第 5 章 農業振興地域整備計画書作成（本編）

（要旨）

第 29 条 基礎調査、農用地の利用及び生産基盤実態に基づき、農業振興整備計画を項目ごとに現行計画の見直しを行うものとする。

（農用地利用計画）

第 30 条 地域の位置（範囲）、自然的条件、土地利用の現況等その地域の概況を簡潔に記述し、併せてその地域の人口及び産業の将来の見通し、建設、産業振興、地域開発計画等を勘案した将来の他用途土地利用の方向並びに地域農業の近代化、地域農業生産の確保を図るために必要な農用地及び農業用施設用地の確保についての基本的な考え方を総括的に記述すること。さらに、これらの方向に基づく主要な用途間（農用地、農業用施設用地、森林・原野、住宅地、工場用地等）の移動の構想について、それぞれごとのおおよその移動量を含めて記述すること。

（１）土地利用区分の方向

１）土地利用の方向

①土地利用の構想

②農用地区域の設定方針

a 現況農用地についての農用地区域の設定方針

10ha以上の集団的な農用地、農業用排水施設の新設又は変更・区画整理・農用地の造成・埋立て又は干拓・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、

土破碎、床締め、切盛り等の土地改良事業、そのほか農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地を設定すること。

b 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、a農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる比較的大規模の土地改良施設用地について、農用地区域を設定すること。

c 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、a農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

d 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

地域農業の近代化、農業経営規模の拡大のための必要性等、現況森林、原野等について農用地区域を設定する具体的な理由及びおおよその位置、規模等について総括的に簡潔に記述するとともに、主な区域ごとに明らかとなるよう記述すること。また、現在事業実施中又は調査計画中の地区以外の森林、原野等について農用地区域を設定する場合は、その開発の見込み等を具体的に整理すること。

2) 農業上の土地利用の方向

①農用地等利用の方針

農用地区域を設定しようとする農用地等についての利用の状況及び農業生産の目標等との関連を含めた将来における地域全体の農用地等の利用の方針を簡潔に記述するとともに、必要に応じ、地域内を小区分して、その区域（例えば旧市町村程度を単位する区分。以下「地区」という。）ごとに記述すること。

②用途区分の構想

地区内において農用地区域を設定しようとする農用地等を水系、地形等により、必要に応じ、道路、鉄道、河川等の一定の地物、施設、工作物からの距離及び方向を用いることにより、農用地群又は農業用施設用地群として、おおよその位置及び規模を示し、その農用地群又は農業用施設用地群ごとに現況用途の分布、農業生産基盤整備状況及び農用地又は農業用施設用地の条件等の概況と将来用途の構想を簡潔に記述すること。

③特別な用途区分の構想

必要に応じ、上記の用途区分の範囲内において、農業上の用途を更に細分

して特別の用途区分を指定することにより、農用地区域内の一定の区域における当該区域の特性にふさわしい農業の振興を図ることとし、その構想を簡潔に記述すること。

(2) 農用地利用計画

第 40 条 農用地利用計画書の作成を参照すること。

(農業生産基盤の整備開発計画)

第 31 条 地区内の農用地区域で計画しようとする農業生産基盤の整備、開発について、そのねらい、基幹的な事業の種類及び事業の概要を内容とした総括的な構想を簡潔に記述すること。なお、地区の範囲が広域である等構想の明確化を期し難い場合は、地区内を水系、地形等により区分し、その区域ごとに構想を記述すること。

- (1) 農業生産基盤の整備及び開発の方向
- (2) 農業生産基盤整備開発計画（事業の種類、概要、受益地区の範囲）
- (3) 森林の整備その他林業の振興との関連
- (4) 他事業との関連

(農用地等の保全計画)

第 32 条 地域内における耕作放棄や管理不十分による農用地等としての機能低下の状況、農地の防災保全のための施設の整備及び農用地等としての機能低下を防止するための活動等について、その現状を簡潔に記述するとともに、今後進めべき既存農用地の保全、耕作放棄地の再整備等について、ハード事業及びソフト事業の両面から構想を記述すること。なお、具体的な構想として記述するに当たって、地域を区分して記述することを考慮すること。

- (1) 農用地等の保全の方向
- (2) 農用地等保全整備計画
- (3) 農用地等の保全のための活動

耕作放棄や管理不十分による農用地等としての機能低下を防止するための活動及び中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する活動の観点からの直接支払いの実施など、農用地を保全するための具体的な活動について、以下のような観点から記述すること。

- ① 耕作放棄地の保全管理の支援
- ② 耕作放棄地の有効活用を図るための施設整備
- ③ 農地の保全管理等のための資金援助
- ④ 集落協定に基づく農地保全活動に対する支援

- (4) 森林の整備その他林業の振興との関連

(農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画)

第 33 条 今後の農業経営の目標と農用地等の効率的、総合的な利用を図るための方策についてとりまとめるものとする。

(1) 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

① 効率的かつ安定的な農業経営の目標

② 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(2) 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(3) 森林の整備その他林業の振興との関連

(農業近代化施設の整備計画)

第 34 条 地域の主要作目ごとに目標とする農業生産技術体系及び農業生産組織の考え方並びに生産から流通、加工にいたる一体的な施設整備の構想を含めて、地域全体について農業近代化施設の整備の基本的方向を簡潔に記述するとともに、地区ごとに具体的な構想として明らかにし記述する。具体的な構想として記述するに当たって、必要に応じ、地区内を数個に区分して明確化を期すること。

(1) 農業近代化施設の整備の方向

(2) 農業近代化施設整備計画（事業の種類、概要、受益地区の範囲）

(3) 森林の整備その他林業の振興との関連

(農業を担うべき者の育成及び確保施設の整備計画)

第 35 条 新規就農者及びその確保のための農作業体験施設、就農支援施設（技術・経営管理能力習得等）、情報通信施設（情報提供）等の整備状況について、現状を簡潔に記述するとともに、今後確保すべき新規就農者の目標並びにその確保のための施設及び農業を担う者やその家族が利用する福祉施設、医療施設、住宅施設等について、その構想を記述すること。

(1) 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

(2) 農業就業者育成・確保施設整備計画

(3) 農業を担うべき者のための支援の活動

(4) 森林の整備その他林業の振興との関連

(農業従事者の安定的な就業の促進計画)

第 36 条 基礎資料収集等により、農業従事者の出稼ぎ、日雇等の不安定兼業の就業実態を踏まえて、農業従事者の安定的な就業を図るための目標と方策についてとりまとめるものとする。

(1) 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

(2) 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

- (3) 農業従事者就業促進施設
- (4) 森林の整備その他林業の振興との関連

(生活環境施設の整備計画)

第 37 条 地域内における生活環境の改善を図るための生活環境施設の整備の目標についてとりまとめるものとする。

- (1) 生活環境施設の整備の目標
- (2) 生活環境施設整備計画（事業の種類、概要、受益地区の範囲）
- (3) 森林の整備その他林業の振興との関連
- (4) その他の施設の整備に係る事業との関連

(附図の作成)

第 38 条 本業務にて把握された情報をまとめ、以下の図面を作成するものとする。

- (1) 土地利用計画図（付図 1 号）
農業振興地域界、地区界、並びに用途区分界及び用途を明らかにした図面
- (2) 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- (3) 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）
- (4) 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）
- (5) 農業就業育成・確保施設整備計画図（付図 5 号）
- (6) 生活環境施設整備計画図（付図 6 号）

2 図面縮尺は、適宜（1/25,000～50,000）とし、国土地理院発行の地形図を背景としたカラー図面を作成するものとする。

3 また、「甲」の業務環境を支援する目的で、固定資産課税地番図、航空写真及び本業務で作成した農用地地図データ（Shape ファイル）を既存の統合型 GIS ヘットアップ可能となるよう作成するものとする。

(附図の仕様)

第 39 条 附図の作成については、農業農村基盤図製品仕様書 Ver0.6 における地図作成手順や品質管理基準に従い作成するものとする。

2 附図については、GIS を利用して Shape ファイル形式で計画図を入力／印刷するものとする。

(農用地利用計画書の作成)

第 40 条 基礎資料、農業振興地域整備計画及び、附図をとりまとめ農用地利用計画書を作成するものとする。

2 既存の計画書との整理を行い、以下の項目について整理するものとする。

(1) 農用地区域

- ① 現況農用地等に係る農用地区域
- ② 現況森林、原野等に係る農用地区域

(2) 用途区分

(GIS システムデータ作成)

第 41 条 第 39 条で作成した農用地利用計画図および付図に関わる Shape ファイルは浪江町が導入済みの統合型 GIS に適合する形でデータ変換を行うものとする。

作成する GIS データについては、ファイル名称、座標系、図形タイプ、属性項目等の詳細について、監督員と協議の上データ変換を行うこと。

データ検証及び運用テストの結果、不備があった場合には、直ちにデータ修正を行うものとする。

第 6 章 成果品

(成果品の納入場所)

第 42 条 本業務の成果品納入場所は、農林水産課とする。

(成果品)

第 43 条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

①農業振興地域整備計画 基礎資料 [A4 簡易 ホッチキスとめ製本]	1 部
②基礎資料附図 [A4 折り袋とじ]	各 1 部
③現行農用地地番図データ [Shape ファイル形式]	1 式
④農業振興地域整備計画基礎資料原稿データ [MS Word]	1 式
⑤基礎資料附図原稿データ [PDF]	1 式
⑥農業振興地域整備計画書 [A4 レザック製本]	30 部
⑦附図 [A4 折り袋とじ]	各 30 部
⑧農業振興地域整備計画書原稿データ [MS Word]	1 式
⑨附図原稿データ [PDF]	1 式
⑩農振農用地見直し地番図データ [Shape ファイル形式]	1 式
⑪その他発注者、受注者協議により、決定したもの	1 式

第7章 その他

（設計協議）

第44条 本業務を適性かつ円滑に実施するため、「甲」と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。

2 また、各関係機関との打合せにおいてもその内容について、その都度記録し、「甲」へ提出確認するものとする。

3 関係機関等との協議が必要な場合は、「乙」は、「甲」と事前に協議するものとする。

（完了検査）

第45条 「乙」は、全作業工程を完了したときは、「甲」の定める委託完了届を提出して「甲」の検査を受けるものとし、この検査に合格したときをもって作業完了したものとする。